

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（業務の取扱時間）</p> <p>第 3 条 社債等振替業に係る取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則（以下単に「規則」という。）に別に定めるところを除くほか、午前 9 時から午後 5 時までとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務の取扱時間）</p> <p>第 3 条 社債等振替業に係る取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則（以下単に「規則」という。）に別に定めるところを除くほか、午前 9 時から午後 5 時までとする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（加入者との契約）</p> <p>第 26 条 （略）</p> <p>2 短期社債等に係る加入者の口座を開設する場合には、前項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の償還金（金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含む。以下次項、第 6 章、第 6 章の 2、<u>第 10 章</u>及び第 11 章において同じ。）は、第 52 条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。</p> <p>(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>（加入者との契約）</p> <p>第 26 条 （略）</p> <p>2 短期社債等に係る加入者の口座を開設する場合には、前項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の償還金（金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含む。以下次項、第 6 章、第 6 章の 2 及び第 11 章において同じ。）は、第 52 条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。</p> <p>(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>
<p>（社債等に関する重要な事項等の通知）</p> <p>第 67 条 （略）</p> <p><u>2 支払代理人は、社債等に係る償還金（繰上償還金及び定時償還金を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び利金（短期社債等にあつては償還金。以下この項及び</u></p>	<p>（社債等に関する重要な事項等の通知）</p> <p>第 67 条 （略）</p> <p>（新設）</p>

次項において同じ。)の支払遅延が発生した場合(社債等に係る償還金及び利金の支払いについて猶予期間がある銘柄については、当該期間の満了した日までに支払いがなされなかった場合)には、その内容を速やかに機構に対して通知しなければならない。

3 支払代理人は、社債等に係る償還金及び利金の支払いについて猶予期間がある銘柄については、償還期日(繰上償還期日及び定時償還期日を含む。)及び利払期日(短期社債等にあつては償還日)に償還金及び利金の支払いがなされなかった場合においては、その内容を速やかに機構に対して通知しなければならない。

4 機構は、発行者から第1項に規定する通知を受けた場合には、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、通知を受けた事項のうち規則で定める事項を通知する。

(社債等の内容の提供)

第69条 機構は、社債等の発行者から、社債等の払込みに関する通知(当該社債等が投資信託受益権の場合にあつては、信託設定に伴う通知)を受けた場合には、法第87条(法第113条、第115条、第117条、第118条、第120条、第121条及び第127条において準用する場合を含む。)に基づき、規則で定める方法により、規則で定める事項を当該社債等に関する内容として提供する。

2 機構は、第67条第1項又は第2項の規定による通知を受けた場合には、規則で定める方法により、通知を受けた事項のうち規則で定める事項を提供する。

(新設)

2 機構は、発行者から前項に規定する通知を受けた場合には、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に通知する。

(社債等の内容の提供)

第69条 機構は社債等の発行者から、社債等の払込みに関する通知(当該社債等が投資信託受益権の場合にあつては、信託設定に伴う通知)を受けた場合には、法第87条(法第113条、第115条、第117条、第118条、第120条、第121条及び第127条において準用する場合を含む。)に基づき、規則で定める方法により当該社債等に関する内容を提供する。

(新設)

2 社債等に関する業務規程の一部を改正する件(平成18年1月10日)

新	旧
附 則	附 則

<p>(特例一般債の内容の提供)</p> <p>第 10 条 機構は、<u>特例一般債の発行者から、附則第 3 条において準用する規程第 58 条の 6 の通知を受けた場合には、法附則第 17 条第 2 項（法附則第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）で準用する法第 87 条に基づき、規則で定める方法により、<u>規則で定める事項を当該特例一般債に関する内容として提供する。</u></u></p> <p><u>2 機構は、規程第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を受けた場合には、規則で定める方法により、通知を受けた事項のうち規則で定める事項を提供する。</u></p> <p>(特例一般債に係る発行者の同意に関する公告)</p> <p>第 11 条 機構は、<u>前条第 1 項</u>の提供をもって、法附則第 18 条（法附則第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく特例一般債に係る発行者の同意に関する公告を行ったものとして取り扱う。</p>	<p>(特例一般債の内容の提供)</p> <p>第 10 条 機構は特例一般債の発行者から、附則第 3 条において準用する規程第 58 条の 6 の通知を受けた場合には、法附則第 17 条第 2 項（法附則第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）で準用する法第 87 条に基づき、規則で定める方法により<u>当該特例一般債に関する内容</u>を提供する。</p> <p>(新設)</p> <p>(特例一般債に係る発行者の同意に関する公告)</p> <p>第 11 条 機構は、<u>前条</u>の提供をもって、法附則第 18 条（法附則第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく特例一般債に係る発行者の同意に関する公告を行ったものとして取り扱う。</p>
--	--

3 社債等に関する業務規程の一部を改正する件（平成 19 年 1 月 4 日）

新	旧
<p>附 則</p> <p>(特例投資信託受益権の内容の提供)</p> <p>第 10 条 機構は、<u>特例投資信託受益権の発行者から、附則第 3 条において準用する規程第 58 条の 36 の通知を受けた場合には、法附則第 32 条第 2 項において準用する法附則第 17 条第 2 項において準用する法第 87 条に基づき、規則で定める方法により、<u>規則で定める事項を当該特例投資信託受益権に</u></u></p>	<p>附 則</p> <p>(特例投資信託受益権の内容の提供)</p> <p>第 10 条 機構は特例投資信託受益権の発行者から、附則第 3 条において準用する規程第 58 条の 36 の通知を受けた場合には、法附則第 32 条第 2 項において準用する法附則第 17 条第 2 項において準用する法第 87 条に基づき、規則で定める方法により<u>当該特例投資信託受益権に関する内容</u>を提供す</p>

<p>関する内容として提供する。</p> <p><u>2 機構は、規程第 67 条第 1 項の規定による通知を受けた場合には、規則で定める方法により、通知を受けた事項のうち規則で定める事項を提供する。</u></p>	<p>る。</p> <p>(新設)</p>
--	-----------------------

4 附 則

この改正規定は、平成 21 年 5 月 25 日から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 利付債（源泉徴収不適用分等） 次に掲げる利付債（<u>払込日、払込日翌日、</u>利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座（別表 2 に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。）から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）をいう。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(その他の振替の制限)</p> <p>第 27 条の 23 規程第 58 条の 23 第 2 項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 課税分口座から源泉徴収不適用分等口座（別表 2 に掲げる課税種別が源泉徴収不適用分等である区分口座をいう。）への振替（特定の銘柄の一般債の<u>払込日、</u><u>払込日翌日、</u>利払期日及び利払日翌日に行うものを除く。）を行うための振替の申請は、することができないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債等に関する重要な通知事項)</p> <p>第 28 条 発行者は<u>次の第 1 号から第 7 号までに掲げる事項若しくは第 9 号に掲げる事項について決定を行った場合又は次の第 8 号若しくは第 10 号に掲げる事実が発生した場合には、規程第 67 条第 1 項の規定により、</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 利付債（源泉徴収不適用分等） 次に掲げる利付債（<u>利払期日及び利払日翌日</u>以外の日に、課税分口座（別表 2 に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。）から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）をいう。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(その他の振替の制限)</p> <p>第 27 条の 23 規程第 58 条の 23 第 2 項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 課税分口座から源泉徴収不適用分等口座（別表 2 に掲げる課税種別が源泉徴収不適用分等である区分口座をいう。）への振替（特定の銘柄の一般債の<u>利払期日及び利払日翌日</u>に行うものを除く。）を行うための振替の申請は、することができないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債等に関する重要な通知事項)</p> <p>第 28 条 発行者は<u>次の各号に掲げる事項について決定等を行った場合には、規程第 67 条の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。</u></p>

<p>機構に対し書面により通知するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>機構が、規程第 67 条第 4 項の規定により通知する事項は、第 1 項第 5 号に掲げるものをいう。</u></p> <p>(社債等の内容の提供方法等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 機構が、<u>規程第 69 条の規定により、短期社債等について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 第 28 条第 1 項第 8 号に定める事項について機構が通知を受けたときは、期限の利益の喪失が生じている旨</u></p> <p><u>(8) 機構が、規程第 67 条第 2 項に定める通知を受けたときは、償還金の支払遅延が生じている旨</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 機構が、<u>規程第 69 条の規定により、一般債について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p><u>(25) 第 28 条第 1 項第 8 号に定める事項について機構が通知を受けたときは、期限の利益の喪失が生じている旨</u></p> <p><u>(26) 機構が、規程第 67 条第 2 項に定める通知を受けたときは、償還金（繰上償還金及び定時償還金を含む。）及び利金の支払遅延が生じている旨</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 機構が、<u>規程第 69 条の規定により、投資信託受益権の内容について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>別表 2 機構における区分口座 (別紙(新)参照)</p>	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(社債等の内容の提供方法等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 機構が、<u>前項の規定により、短期社債等について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 機構が、<u>第 1 項の規定により、一般債について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 機構が、<u>第 1 項の規定により、投資信託受益権の内容について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>別表 2 機構における区分口座 (別紙(旧)参照)</p>
--	--

2 社債等に関する業務規程施行規則の一部を改正する件（平成 18 年 1 月 10 日）

新	旧
附 則	附 則
<p>（特例一般債の内容の提供方法等）</p> <p>第 7 条 規則第 30 条（第 2 項、第 3 項及び第 10 項を除く。）の規定は、規程附則第 10 条に規定する規則で定める方法及び規則で定める事項について準用する。この場合において、規則第 30 条中「一般債」とあるのは「特例一般債」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特例一般債の内容の提供方法等）</p> <p>第 7 条 規則第 30 条（第 2 項、第 3 項及び第 10 項を除く。）の規定は、規程附則第 10 条に規定する規則で定める方法について準用する。この場合において、規則第 30 条中「一般債」とあるのは「特例一般債」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

3 社債等に関する業務規程施行規則の一部を改正する件（平成 19 年 1 月 4 日）

新	旧
附 則	附 則
<p>（特例投資信託受益権の内容の提供方法等）</p> <p>第 6 条 規則第 30 条第 1 項及び第 10 項の規定は、規程附則第 10 条に規定する規則で定める方法及び規則で定める事項について準用する。この場合において、規則第 30 条中「投資信託受益権」とあるのは「特例投資信託受益権」と読み替えるものとする。</p>	<p>（特例投資信託受益権の内容の提供方法等）</p> <p>第 6 条 規則第 30 条第 1 項及び第 10 項の規定は、規程附則第 10 条に規定する規則で定める方法について準用する。この場合において、規則第 30 条中「投資信託受益権」とあるのは「特例投資信託受益権」と読み替えるものとする。</p>

4 附 則

この改正規定は、平成 21 年 5 月 25 日から施行する。

機構における区分口座

I. 短期社債等 (略)

II. 一般債

口座区分	区分口座				
	口座名称	信託口 (1) ~ (5)、顧客口及び非居住者等口に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債 (源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44
			課税分	利付債 (源泉徴収不適用分等) 以外の利付債	05~09 15~19 45~49
	信託口 (1)	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債 ②当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第13条第1項に規定する受益者又は同条第2項に規定する受益者とみなされる者が非居住者又は外国法人である信託の信託財産に属する一般債であって、租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの	源泉徴収不適用分等	利付債 (払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	20
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	25
	信託口 (2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第3項に規定する集団投資信託 (同条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。)、又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する一般債 (当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限る。)	源泉徴収不適用分等	利付債 (払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	21
			課税分	所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債 (今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)、並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	26
	信託口 (3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債 (払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	22
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	27
	信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債 (払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	23

	信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債（信託口（1）、信託口（2）、信託口（3）又は信託口（4）の欄に掲げるものを除く。）	課税分	債等及び国際機関債 払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	28
			源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	24
	質権口		課税分	利付債	29
			源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	98
	信託口		課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	96
			源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	99
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債（非居住者等口に記録がされるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	利付債（ <u>払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日</u> 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	60～64 70～74 80～84
			課税分	<u>払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日</u> 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	65～69 75～79 85～89
	非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（ <u>払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日</u> 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	90
			課税分	<u>払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日</u> 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	91

Ⅲ. 投資信託受益権（略）

機構における区分口座

I. 短期社債等 (略)

II. 一般債

口座区分	区分口座				
	口座名称	信託口(1)～(5)、顧客口及び非居住者等口に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00～04 10～14 40～44
			課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05～09 15～19 45～49
	信託口(1)	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債 ②当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第13条第1項に規定する受益者又は同条第2項に規定する受益者とみなされる者が非居住者又は外国法人である信託の信託財産に属する一般債であって、租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日)、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	20
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	25
	信託口(2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第3項に規定する集団投資信託(同条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。)、又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限る。)	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日)、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	21
			課税分	所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)、並びに利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	26
	信託口(3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日)、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	22
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	27
	信託口(4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日)、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	23

	信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債（信託口（1）、信託口（2）、信託口（3）又は信託口（4）の欄に掲げるものを除く。）	課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	28
			源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	24
	質権口		課税分	利付債	29
			源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	98
	信託口		課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	96
			源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	99
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債（非居住者等口に記録がされるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	利付債（利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	60～64 70～74 80～84
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	65～69 75～79 85～89
	非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	90
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	91

Ⅲ. 投資信託受益権（略）